

令和9年度 幼稚園・保育園等 入園案内

◆令和9年4月 保育園・認定こども園（2・3号認定）・小規模保育事業所 入園申込

	申込期間	申込場所
第一次募集	(オンライン) 令和8年 9月1日(火)～10月15日(木) (オンライン以外) 令和8年10月1日(木)～10月15日(木)	市役所こども未来課 郵送(こども未来課) 各地域振興局地域住民課 第一希望の園
第二次募集	令和9年1月12日(火)～1月22日(金)	市役所こども未来課 郵送(こども未来課) 各地域振興局地域住民課
第三次募集	令和9年3月 1日(月)～3月 8日(月)	

※第一次・第二次・第三次募集の順に入園調整を行います。なるべく第一次募集の受付期間にお申し込みください。

※第二次募集・第三次募集の申込みもオンラインで受け付けています。

◆令和9年4月 幼稚園・認定こども園（1号認定） 入園申込

	申込期間	申込場所
4月入園募集	令和8年10月1日(木)～10月15日(木)	第一希望の園 郵送(こども未来課)

◆年度途中入園申込（令和9年5月入園以降）

	申込期間	申込場所
保育園 小規模保育事業所 認定こども園（2・3号）	入園希望月の前月 1日～15日 ※オンラインは毎月10日まで受付	市役所こども未来課 郵送(こども未来課) 各地域振興局地域住民課
幼稚園 認定こども園（1号）	随時	第一希望の園 郵送(こども未来課)

（郵送先）

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市役所 こども未来課

（お問合せ先）

松阪市役所 こども未来課Tel (0598) 53-4083
嬉野地域振興局 地域住民課Tel (0598) 48-3809
三雲地域振興局 地域住民課Tel (0598) 56-7910
飯南地域振興局 地域住民課Tel (0598) 32-2922
飯高地域振興局 地域住民課Tel (0598) 46-7112



目次

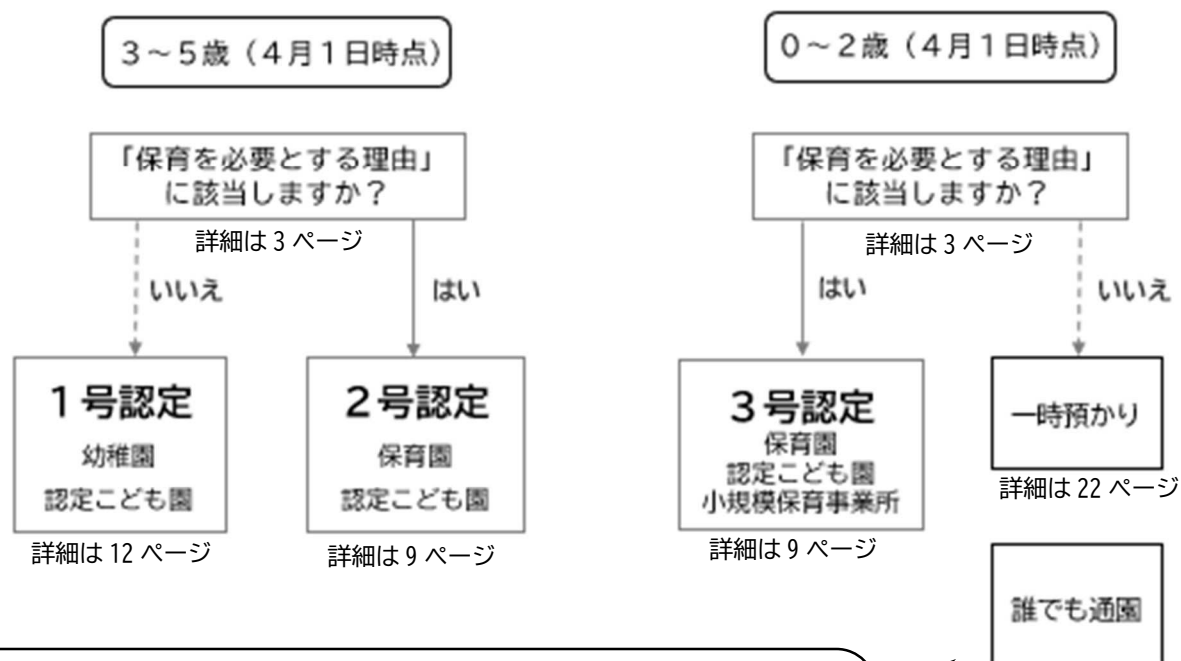
1. 教育・保育給付認定について	3 ページ
認定区分、保育を必要とする理由と認定期間、クラス年齢表	
2. 申込みから入園までの流れ	4 ページ
4 月入園（第一次募集）、途中入園	
3. 入園申込に必要なもの	6 ページ
申請に必要な書類	
4. 入園調整について	8 ページ
調整方法、入所保留通知書の発行	
5. 令和9年4月 2号・3号認定の入園の手続き	9 ページ
オンライン申込について、第一次募集、第二次募集、第三次募集、入園予約	
6. 令和9年4月 1号認定の入園の手続き	12 ページ
4 月入園について、入園申込期限、必要書類	
7. 年度途中入園の手続き	13 ページ
保育園・認定こども園（2号・3号認定）・小規模保育事業所（3号認定）、幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込み	
8. 保育時間について	14 ページ
保育標準時間と保育短時間、園児のお迎え、ならし保育、次年度の入園継続の確認	
9. 入園後の手続きについて	15 ページ
教育・保育給付認定の変更、利用施設の退園・転園、市外の保育施設の利用（広域入所）	
10. 支援を必要とするお子さんについて	16 ページ
保育・教育、医療ケア児、食物アレルギー対応	
11. 保育料・給食費について	17 ページ
保育料・副食費の決定方法、保育料の試算方法、令和9年度保育料・副食費免除基準額表、保育料・副食費の軽減	
12. 特別保育について	20 ページ
延長保育、超延長保育、休日保育、預かり保育	
13. 病児及び病後児保育について	21 ページ
病児及び病後児保育	
14. 一時預かりについて	21 ページ
一時預かり	
15. 子育て関係サービス一覧	22 ページ
認可外保育施設等、一時預かり利用チケット、認可外保育施設 利用時の給付、ファミリーサポートセンター	
16. よくあるご質問 Q&A	23 ページ
よくあるご質問 Q&A	
17. 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所 一覧表	25 ページ
公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園、公立認定こども園、私立認定こども園、小規模保育事業所	
18. 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所 地図	27 ページ
公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育園、私立保育園、公立認定こども園、私立認定こども園、小規模保育事業所	

はじめにお読みください。

利用できる施設

幼稚園 小学校以降の教育の基礎を培うものとして、生きる力や学びの基礎を育む施設です。3歳～5歳の幼児であることが条件です。 【認定区分】1号認定	保育園 0歳～5歳の児童であることに加え、保護者がいつも働いている場合や病気などで家庭での保育ができないなどの理由で保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育する施設です。 【認定区分】2号認定・3号認定
認定こども園 幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、就学前の子どもにも保育と教育を一体的に提供する施設です。 【認定区分】1号認定 2号認定・3号認定	小規模保育事業所 少人数で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設です。0歳～2歳児で、保育園の入園資格を満たすことが条件です。 【認定区分】3号認定

入園施設に関するフローチャート



こども誰でも通園

就労要件等を問わず、月一定時間の範囲内で柔軟に子どもを預けることができます。生後6か月～2歳児（3歳の誕生日の前々日まで）で保育園等に通っていない子どもが対象です。詳細は30ページをご確認ください。

1. 教育・保育給付認定について

認定区分

認定区分	年齢	利用できる施設	保育を必要とする理由	保育時間
1号認定	満3歳以上	幼稚園・認定こども園	不要	教育標準時間 8:30～14:00
2号認定	満3歳以上	保育園・認定こども園	必要	保育短時間 8:30～16:30
3号認定	0歳～2歳	保育園・認定こども園 小規模保育事業所		保育標準時間 7:00又は7:30～18:00

保育を必要とする理由と認定期間

理由	条件	認定期間
就労	家庭外又は家庭内で月64時間以上の就労（個人事業含む）。 ※育休中の保護者は入園月内に復職が必須です。	就労が継続している期間
妊娠 出産	児童の母が出産前後であること。	出産予定月の前2か月間と出産 （予定）日から8週間を経過する 日の翌日が属する月の末日まで
疾病 障がい	児童の保護者などが疾病又は心身に障がいがあること。	医師記載の治癒見込み期間
介護 看護	同居親族に長期の病人や心身に障がいのある人がいて、児童の保護者などが常時介護又は看護にあたっていること。	小学校就学まで
災害復旧	住家で保護者が災害（火災・風水害・震災等）の復旧に従事。	左の状態の継続見込み期間
求職活動	保護者が継続的に求職活動中（起業準備含む）であること。	3か月間
就学	保護者が学校や職業訓練を月64時間以上受けていること。 ※入園後1か月以内に就学を開始することが条件です。	保護者の就学期間
家庭支援	家庭状況により特別の支援が必要（児童虐待、DV等）	必要と認められる期間
その他	上記の要件に類する状態として、市長が認める場合。	市長が認める期間

※上記の理由に複数該当する場合、入園希望月における主たる理由で申込みを行ってください。

※保育を必要とする理由や就労先の変更等があれば、必ずこども未来課・各地域振興局地域住民課で手続きしてください。

クラス年齢表

令和9年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス	生年月日	就学前期間	対象施設
0歳児	令和8年(2026年)4月2日～	令和15年3月31日まで	保育園 認定こども園 小規模保育事業所
1歳児	令和7年(2025年)4月2日～令和8年4月1日	令和14年3月31日まで	
2歳児	令和6年(2024年)4月2日～令和7年4月1日	令和13年3月31日まで	
3歳児	令和5年(2023年)4月2日～令和6年4月1日	令和12年3月31日まで	幼稚園 保育園 認定こども園
4歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年4月1日	令和11年3月31日まで	
5歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年4月1日	令和10年3月31日まで	

2. 申込みから入園までの流れ

○令和9年4月入園【2号・3号認定（第一次募集）】

① 入園申込（9月～10月）	【オンライン申込】 受付期間：9月1日（火）～10月15日（木） 必要書類を準備し、オンライン申込を行ってください。 ※オンライン申込の詳細は9ページをご確認ください。 【窓口申込】 受付期間：10月1日（木）～10月15日（木） 必要書類を準備し、入園希望（第一希望）の園、こども未来課、各地域振興局へ提出してください。（郵送でも可） ※必要書類の詳細は6～7ページをご確認ください。
② 書類審査（10月）	書類の不備がないか確認します。不備がある場合、受付や入園調整ができない場合があります。
③ 面接（11月上旬～11月中旬）	お子さんの面談、健康調査を行います。
④ 選考（11月下旬～12月中旬）	松阪市の利用調整基準に基づき選考します。
⑤ 結果通知発送（12月下旬）	内定時は「入所承諾通知書」、待機時は「入所保留通知書」が郵送で届きます。※待機となった方で第二次募集以降も入園調整を希望する場合は、新たな手続きの必要はなく入園調整の対象となります。
⑥ 入園	保育園、認定こども園、小規模保育事業所へ入園

○令和9年4月入園【1号認定】

① 入園申込（10月）	10月1日（木）～10月15日（木）までに必要書類を準備し、希望する幼稚園または認定こども園へ提出してください。申込時に園で簡単な聞き取りがあります。 ※オンライン、窓口での受付は行っておりません。 ※必要書類の詳細は6～7ページをご確認ください。
② 書類審査（11月）	書類の不備がないか確認します。不備がある場合、再度ご提出を求める場合があります。
③ 選考（11月下旬～12月中旬）	定員の受入可能な範囲内で調整します。
④ 結果通知発送（12月下旬）	「入園許可決定通知書」が郵送で届きます。
⑤ 入園	幼稚園、認定こども園へ入園

※令和9年4月より下記の保育園が認定こども園となる予定です。

園名	所在地	対象年齢（月齢）
嬉野保育園	嬉野上野町1304番地9	0～5歳児(概ね生後満2か月～)
つくし保育園	大塚町242番地1	0～5歳児(概ね生後満4か月～)
つくし第二保育園	櫛田町107番地	0～5歳児(概ね生後満4か月～)

※1号認定は、3歳児（令和9年4月1日時点）からの入園となります。入園を希望する場合は、希望園へ直接お申し込みください。詳しくは各園へお問い合わせください。

※2号・3号認定の入園申込に必要な書類は6～7ページをご確認ください。

○途中入園（令和9年5月～令和10年3月）【2・3号認定】

① 入園申込	期日（毎月1日～15日）までに必要書類を準備し、こども未来課または各地域振興局へ提出してください。 <u>オンライン申込は毎月1日から10日まで受け付けております。</u> 必要書類の詳細は6～7ページをご確認ください。
② 書類審査	書類の不備がないか確認します。不備がある場合、受付や入園調整ができない場合があります。
③ 入園会議（20日頃）	松阪市の利用調整基準に基づき選考します。
④ 結果連絡（21日頃）	入園が内定した場合、電話で面接日時の調整を行います。「入所承諾通知書」が後日郵送（翌月上旬頃）で届きます。
⑤ 入園面接（22日頃）	お子さんの面談、健康調査を行います。面接後は、内定した園で入園の説明を聞いていただきます。
⑥ 入所保留通知書発送（23日頃）	待機になった場合、「入所保留通知書」が郵送で届きます。※待機となった方で入園希望月以降も入園調整を希望する場合は、新たな手続きの必要はなく入園調整の対象となります。
⑦ 入園	保育園、認定こども園、小規模保育事業所へ入園

○途中入園（令和9年5月～令和10年3月）【1号認定】

※4月以降、施設での準備が整い次第、定員の受入可能な範囲で随時入園することができます。

① 入園申込	必要書類を準備し、 <u>希望する幼稚園または認定こども園</u> へ提出してください。申込時に園で簡単な聞き取りがあります。 オンライン、窓口での受付は行っておりません。 ※必要書類の詳細は6～7ページをご確認ください。
② 書類審査	書類の不備がないか確認します。不備がある場合、再度ご提出を求める場合があります。
③ 選考	定員の受入可能な範囲内で調整します。
④ 結果通知発送	「入園許可決定通知書」が郵送で届きます。
⑤ 入園	幼稚園、認定こども園へ入園



3. 入園申込に必要なもの

申込締切日までに必要書類をそろえ、各申込場所へ提出してください。不備がある場合、受付や入園調整ができないことがあります。書類は市ホームページや各園、こども未来課、各地域振興局地域住民課で入手可能です。

認定区分	提出する書類
1号認定	教育・保育給付認定申請書、入園願書 ※必要に応じて追加書類を提出していただきます。
2号認定 3号認定	教育・保育給付認定申請書 兼 保育園等入園申込書 申請に必要な書類（下の表でご確認ください） ※必要に応じて追加書類を提出していただきます。

申請に必要な書類

理由		教育・保育給付認定に必要な書類
就労	家庭外勤務	事業主が証明した「就労証明書」
	法人	事業主が証明した「就労証明書」
	自営業・農業 (個人事業主)	「就労証明書」＋「自営業申告書」＋「自営の証明書類の写し」 (確定申告書、開業届、農家基本台帳等)
	自営業 (専従者)	「就労証明書」＋「自営業申告書」＋「専従者であることを証明できる書類の写し」 (事業主の確定申告書、源泉徴収票等)
妊娠・出産		「母子健康手帳の写し」（表紙及び分娩予定日の記載があるページ等） ※「分娩予定日証明書」・「産科医療補償制度登録証」等でも可
疾病・障がい		医師が記入した「意見書」、「身体障害者手帳・療育手帳」の写し（所持している場合）
介護・看護		「家庭状況申告書」
求職活動		「確約書」
就学		「家庭状況申告書」、「入学(校)証、在学証明証又は学生証の写し」及び 「時間割等スケジュールが分かるものの写し」 (職業訓練に該当する場合)「職業訓練を受けていることがわかるものの写し」
災害復旧		罹災証明書
その他		必要に応じて追加書類の提出を求めます。 ※申込時に世帯員の障がい有と申請される場合、障害者手帳や（国民年金の障害基礎年金の受給者であることが分かる）証書のコピーを提出してください。

※児童1人につき父・母それぞれの書類が必要です。

※同居祖父母等が65歳未満で保育困難な場合、書類が必要です。提出がないと保育可能とみなし、入園優先順位が下がります。

※証明書の有効日付は、証明日が入園申込月の前月または当月に発行されたものに限ります。

本人確認書類

①保護者のマイナンバー確認書類（以下のいずれか1点）

- ・マイナンバーカード ※マイナンバーカード提示の場合、②の本人確認書類は不要です。
- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票の写し（又は住民票記載事項証明）

②保護者の本人確認書類（コピー可）※1の書類の場合は1点、2の場合は2点ご用意いただく必要があります。

1. 写真付本人確認書類…運転免許証、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）、旅券（パスポート）、在留カード等
2. 写真無本人確認書類…児童扶養手当証書、社員証又は学生証、国民年金手帳等

市町村民税に関する書類

市町村民税額の課税基準日（1月1日時点）で松阪市に住民票がなかった人や市町村民税の申告がされていない人など、市で市町村民税額の確認ができない場合は、市町村民税に関する書類（市町村民税課税証明書、市町村民税の申告書の控え等）の提出を求める場合があります。

※申込時期によって、必要な書類の年度が異なるため、詳細は17ページをご確認ください。

また、他自治体で課税されている場合、マイナンバーを使用して税情報を照会するため、面接時にマイナンバーを示す書類の提出をお願いすることがあります。

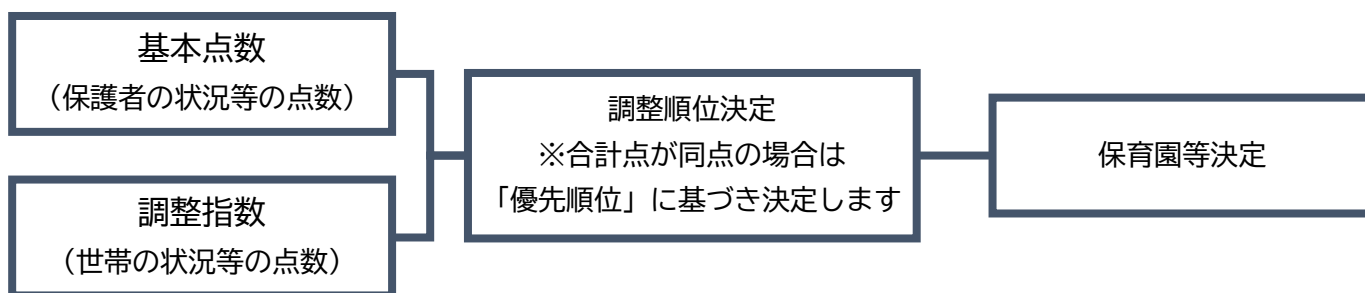


4. 入園調整について

保育の必要性の高い子どもから優先して入園できるように利用調整基準により、入園する保育園・認定こども園・小規模保育事業所（以下、「保育園等」という。）を決定します。

●調整方法

保護者の就労状況等の「基本点数」と世帯の状況等に応じた「調整指数」の合計点を基に、点数の高い順に入園する保育園等を決定します。入園調整はクラス年齢ごとに行い、「基本点数」と「調整指数」の合計点が同点になった場合は「優先順位」に基づき調整順位を決定します。希望者数が定員を超えた場合、希望園に入園できないことがあります。



利用調整基準(点数表)については、
市ホームページで確認できます。

【4月入園の入園調整について】

第一次・第二次・第三次募集の順に入園調整を行います。第一次募集の入園調整後に生じた受入枠が、第二次募集の受入枠となります。同様に、第二次募集の入園調整後に生じた受入枠が第三次募集の受入枠になります。

※第一次募集受付分を入園調整後、保育士の体制が整った場合は、第二次・第三次募集で追加の受入枠を設ける場合がありますので、ご了承ください。

●入所保留通知書の発行について

利用調整の結果、入園できなかった場合、その理由を記載した「入所保留通知書」を発行することができます。

※初回の利用調整時に入園できなかった方へは、ご自宅に郵送させていただきます。

※窓口での即時発行はできません。ご連絡いただいてから10日ほど要します。

※育児休業の延長に際し、入所保留通知書とあわせて入園申込書の写しが必要な方は、入園申込書を提出する前に、ご自身で入園申込書の写しを保管しておいてください。

※育児休業の延長に関する手続きについては、勤務先もしくはハローワークにご確認ください。

5. 令和9年4月 2号・3号認定の入園の手続き

2号・3号認定は『自宅でできる！24時間オンライン申込実施中！！』

右下の二次元コードから24時間スマートフォン、タブレット、パソコンから申込みができます。申込みにかかる時間は約20分です。児童1人につき1申込みが必要となりますのでご注意ください。兄弟を同時に入園させる場合は、調整方法の希望を忘れずに入力してください。

※幼稚園・認定こども園（1号認定）のオンライン申請はできません。



オンライン申込は
こちらから！

オンライン申込に必要な書類

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等の顔写真側）
- ・各種証明書（就労証明書等の保育を必要とする理由がわかるもの）

第一次募集（令和9年4月入園）

【保育園・認定こども園（2号・3号認定）・小規模保育事業所（3号認定）の申込み】

（1）申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
オンライン	令和8年9月1日(火)～10月15日(木)（24時間受付）	—
窓口	令和8年10月1日(木)～10月15日(木) 9:00～16:30（土曜・日曜・祝日を除く）	第一希望の園 市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和8年10月1日(木)～10月15日(木) ※10月15日(木)必着	市役所こども未来課宛

（2）申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類は、6～7ページでご確認ください。

（3）面接

令和8年11月上旬～中旬頃（予定）に面接を行います。

※面接実施日時等の通知は、令和8年10月下旬頃（予定）に代表保護者へ通知します。

※住民登録のある住所地以外への通知を希望される場合は、必ず入園申込時に申し出てください。

（4）入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後に第一次募集申込者を調整し、結果は令和8年12月下旬頃に通知予定です。

※第一次募集申込者を入園調整後、保育士の体制が整った場合は、第二次・第三次募集で追加の受入枠を設ける場合がありますので、ご了承ください。

※第一次募集では、受入枠の状況を公開しておりません。第二次募集から受入枠の状況を公開します。

（5）その他

加配保育士や看護師の配置を希望される方は、必ず第一次募集で窓口にてお申し込みください。

第二次募集（令和9年4月入園）

【保育園・認定こども園（2号・3号認定）・小規模保育事業所（3号認定）の申込み】

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
オンライン	令和9年1月12日（火）～1月22日（金）（24時間受付）	—
窓口	令和9年1月12日（火）～1月22日（金） 9：00～16：30（土曜・日曜・祝日を除く）	市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和9年1月12日（火）～1月22日（金） ※1月22日（金）必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類は6～7ページでご確認ください。

(3) 面接

令和9年2月上旬頃（予定）に面接を行います。面接実施日時等については申込時に調整します。

(4) 入園の調整、結果について

第一次募集待機者と第二次募集申込者を調整し、結果は令和9年2月下旬頃通知予定です。

第三次募集（令和9年4月入園）

第一次・第二次募集で申込みをしていない方、申込後に取り下げ手続きをされていない方が対象です。

【保育園・認定こども園（2号・3号認定）・小規模保育事業所（3号認定）の申込み】

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
オンライン	令和9年3月1日（月）～3月8日（月）（24時間受付）	—
窓口	令和9年3月1日（月）～3月8日（月） 9：00～16：30（土曜・日曜・祝日を除く）	市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	令和9年3月1日（月）～3月8日（月） ※3月8日（月）必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類は6～7ページでご確認ください。

(3) 入園の調整、結果について

第二次募集待機者と第三次募集申込者を調整し、結果は令和9年3月下旬頃通知予定です。

(4) 面接

内定された方全員を対象に面接を行います。面接日時等は、内定連絡時に調整します。

入園予約について ※保育園・こども園（3号認定）・小規模保育事業所のみ

入園予約制度とは、子どもが1歳の誕生日の前日まで育児休業を取得し、主に年度途中で職場復帰される保護者の方が、あらかじめ入園を予約しておくことで、スムーズに職場へ復帰できることを目的とした制度です。

保護者の 申込要件 (全項目必須)	・児童と保護者が申込時に松阪市に住民登録があること。 ・保護者が申込児童の1歳の誕生日の前日まで、育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得していること（産後休暇から継続して育児休業を取得する方が対象）。 ・申込児童が育児休業復帰月（1歳の誕生日を迎える月）に入園希望であること（ただし、パパ・ママ育休プラス制度を利用の場合は、1歳2か月が限度）。 ・入園月の月末までに育児休業から復帰可能であること。 ・保護者の双方が就労事由での申込みであること。
実施園	保育園・認定こども園（3号認定）・小規模保育事業所 ※実施園は入園予約及び4月入園の第一次募集の申込状況、職員体制等を踏まえ総合的に判断します。
定員	各園若干名
入園希望可能月	育児休業復帰月（1歳の誕生日を迎える月） ※令和9年5月入園から10月入園までを対象とします。
対象児童	0歳児クラス ※入園月に満1歳に達する児童であること
申込受付方法	窓口直接申込み（こども未来課、各地域振興局地域住民課） ※各保育園・認定こども園・小規模保育事業所、オンラインでの受付はできません。
申込期間	令和8年10月1日（木）～10月15日（木）
結果通知	令和8年12月下旬に全ての申込者宛てに結果を通知予定です。
必要書類	育児休業明け保育園入園予約申込書兼同意書、就労証明書（父母それぞれの証明書が必要）
面接	令和8年11月上旬から中旬（予定）にかけて、児童の健康状態の確認等を目的とした面接を実施します。面接を受けられない場合は、申込取消とさせていただきます。 面接日程：令和8年10月下旬に申込者に面接日程を通知予定です。
利用調整	松阪市保育園利用調整基準表に基づき、入園調整を行います。
結果発表後	【内定した場合】 ・内定後、育児休業を取得していることが分かる書類の提出が必要です。 ・入園した月末までに復帰し、速やかに育児休業復帰証明書を提出していただきます。

(注意事項)

- ・申込みは第三希望園まで記入できます。
- ・令和9年4月の「第一次募集」と「入園予約申込」の併願はできません。
 ※入園予約で入園ができなかった場合に、第一次募集への申込みを希望する方は、第一次募集の対象となります。希望する場合は、申込書の希望確認欄にご記入ください。また、希望する方に限り、申込書に複数の希望園を記入できます。
- ・入園した年度中は、転園できません。
- ・入園予約は、通常入園より優先して確保するため、内定後のキャンセルは原則できません。
- ・内定後、入園月前に松阪市外に転出した場合は、内定取り消しとなります。
 ※万が一、入園内定後に転出された場合は必ず入園月の前月末までに転入してください。
- ・入園予約が内定した後に、入園希望月を変更することはできません。
- ・事前に申込者数等をお答えすることはできません。
- ・申込時と保育を必要とする理由等が変わった場合、内定が取り消されることがあります。

6. 令和9年4月 1号認定の入園の手続き

【幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込み】 ※申込場所は希望園のみです

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	申込期間	場所
窓口	令和8年10月1日（木）～10月15日（木） （土曜・日曜・祝日を除く）	希望する 幼稚園・認定こども園 ※オンライン不可
郵送	令和8年10月1日（木）～10月15日（木） ※10月15日（木）必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

申込みに必要な書類は、令和8年9月1日(火)より配布します。松阪市ホームページからダウンロードできるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課で受け取れます。入園申込に必要な書類は6～7ページでご確認ください。

(3) 面接

申込時に、園での簡単な聞き取りがあります。

(4) 入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後、令和8年12月末頃に結果を通知します。

(5) その他

- ・やむを得ない理由で上記期間中に申込みができない場合は、令和9年1月12日（火）以降で受付を行いますので、希望する幼稚園・認定こども園へご相談ください。
- ・看護師の配置を希望される方は、申込前にこども未来課へご相談ください。



7. 年度途中入園の手続き(令和9年5月～令和10年3月入園)

保育園・認定こども園（2号・3号認定）・小規模保育事業所（3号認定）の申込み

(1) 申込期間と申込場所 申込みの重複にご注意ください。

申込方法	期間	場所
オンライン	入園希望月（5月～3月）の前月の1日～10日（24時間受付）	—
窓口	入園希望月（5月～3月）の前月の1日～15日まで 9：00～16：30（土曜・日曜・祝日を除く）	市役所こども未来課 各地域振興局地域住民課
郵送	入園希望月（5月～3月）の前月の1日～15日まで ※15日必着	市役所こども未来課宛

(2) 申込書類

オンラインで申込みを受け付けています。紙で申請をしたい場合は松阪市ホームページからダウンロードして印刷できるほか、各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課でお渡ししています。入園申込に必要な書類は6～7ページでご確認ください。

(3) 入園の調整、結果について

在園児童の入園調整後、年度途中入園で入園申込された方の調整を行います。結果通知は以下のとおりです。

- ・入園日は毎月1日（※土曜・日曜・祝日を除く）
- ・入園内定の場合、電話で面接案内を行います。面接や健康チェックを受けない場合、又は面接の結果によっては内定取消となることがあります。
- ・入園待機の場合、入所保留通知書を申込月の下旬頃に通知します。

※令和9年度入園申込は令和9年度中有効です（ただし、保育を必要とする理由により無効となる場合があります）。入園待機後も入園調整を希望する場合は、手続きの必要なく引き続き調整を行います。

幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込み

4月以降、施設での準備が整い次第、定員の受入可能な範囲内で随時入園することができます。入園申込書類を、入園を希望する幼稚園・認定こども園に提出してください。入園申込に必要な書類は6～7ページでご確認ください。

8. 保育時間について

保育標準時間と保育短時間

保育必要量	保育を必要とする理由
保育標準時間 7:00又は7:30～18:00	「就労」「就学」「介護・看護」で要する時間が月120時間以上 「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」など
保育短時間 8:30～16:30	「就労」「就学」「介護・看護」で要する時間が月64時間以上 120時間未満「求職活動」「育児休業（既に保育園・認定こども園に入所している児童に限る）」など

※保育時間は理由により異なり、開所時間は園ごとに異なります。詳細は各園へお問い合わせください。

※父母で保育の必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」で異なる場合は、「保育短時間」の認定となります。

※保育を必要とする理由が「就労」の理由で保育短時間認定に該当するが、通勤時間が長い等の理由があり、保育標準時間を希望する方については、申立の内容により保育標準時間認定を認める場合があります。

※保育短時間認定の方が、保育標準時間と同じ時間帯を利用した場合、延長保育料を別途徴収いたします。徴収は各園が行います（8:30～16:30を少しでも超えると対象となりますのでご注意ください）。

※「育児休業」を理由としての入園申込はできませんが、既に保育園・認定こども園等に在園している児童の保護者のうち、保育を必要とする理由が「就労」等の理由の場合、育児休業への変更が認められる場合があります。

園児のお迎え

園の利用は、就労時間などにより、実際に保育が必要な時間のみとなります。長時間園で過ごすことは児童の負担にもなりますので、お迎え可能な時間となりましたら、速やかにお迎えに来ていただくようお願いします。

ならし保育

入園後の約1週間、児童が初めての集団保育に慣れ、健康面への負担を軽減するため、通常より短い保育時間で「ならし保育」を行います。児童の体調や状況により期間が変動する場合があります。

次年度の入園継続の確認

入園期間は最長で年度末（3月末）までです。毎年10月1日時点で在園している児童は翌年4月以降の入園継続確認が行われますが、10月1日時点で在園していない場合、翌年4月以降は継続できません。11月以降に途中入園した児童はその年度末まで利用可能で、翌年度の4月以降も希望する場合は新たに新年度の申込みが必要です。

9. 入園後の手続きについて

教育・保育給付認定の変更

保育を必要とする理由や就労時間が変わる場合、希望月の前月までに、こども未来課又は各地域振興局にて認定変更申請をしてください。必要書類は理由に応じて変わりますので、6～7 ページをご確認ください。

※育児休業へ変更する場合は、「育児休業期間証明書」の提出が必要となります。

公立認定こども園に入園している場合は、家庭状況の変化等により、1 号認定と 2 号認定を切り替えることができます。切り替える場合には希望月の前月の15日までに、こども未来課又は各地域振興局にて認定変更申請をしてください。

※私立認定こども園の認定変更の切替えに関しては、直接園へお問い合わせください。

利用施設の退園

入園要件がなくなる場合は退園となります。該当する場合は事前にこども未来課や利用施設へ相談し、「退園届」を在籍園へ提出してください。

(例) 松阪市外へ転出する、教育・保育給付認定の期間が満了になった、連続して2か月間通園しなかったなど

利用施設の転園

転園を希望する場合、希望月の前月 15 日までに「入園施設変更申込書」を在籍園へ提出してください。転園が内定すると取下げまたは園の変更はできません。「入園施設変更申込書」を提出後に、転園の必要がなくなった場合は締切日までに取下手続きをしてください。

市外の保育施設の利用（広域入所）

原則、居住している市町村で保育の提供を受けることになるため、松阪市在住の方は、市外の保育施設を利用することができませんが、次の利用条件をすべて満たす場合のみ「広域入所」として市外の保育園・認定こども園（2 号・3 号認定）を利用できる可能性があります。

【利用条件】

1. 双方の市町村が広域入所の取り扱いをしていること。
2. 保育を必要とする理由が母の里帰り出産、又は父母の就労先が松阪市外であり松阪市内にあるいずれの園へも送迎が時間的に不可能であること。
3. 松阪市へ入園申込を行っておらず、入園希望月に他の幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所に在園していないこと。
4. 松阪市及び入園希望園のある自治体の双方が、広域入所が必要であると判断すること。

【手続き】

1. 松阪市に住み、他市町村の保育施設への入園を希望する場合は、こども未来課へご相談ください。
2. 松阪市外に住み、松阪市内の保育施設への入園を希望する場合は、居住地の担当部署へご相談ください。

10. 支援を必要とするお子さんについて

保育・教育について

松阪市の保育施設では、全てのお子さんがクラスの中で集団生活をし、発達に合わせて遊びや生活の経験を広げていきます。

保育園・認定こども園 お子さんを担任する保育士のほか、さらに支援を要する場合には「加配保育士」又は「看護師」を配置し、お子さんの育ちを支援しています。在籍されている園で加配保育士や看護師の体制が整わない場合は、他の園をご紹介させていただく場合があります。

幼稚園 担任する教員の補助として「生活アシスタント」や「看護師」を配置し支援をしています。

医療的ケア児について

たんの吸引や経鼻栄養、在宅酸素などの医療的ケアが必要なお子さん（以下「医療的ケア児」という）は公立保育園又は認定こども園、幼稚園で受入れをしており、年度初めの入園を基本とします。お子さんが安全で安心して在園できるよう、園の丁寧な見守り・迅速な対応等を徹底し、安全な医療的ケアを行います。支援にあたっては、「医療的ケア児の受入れガイドライン」に沿って行います。

いずれの場合も入園申込時又は入園をお考えになられた際は、こども未来課へご相談ください。



市ホームページ:松阪市医療的ケア児の受入れについて

食物アレルギー対応

給食における食物アレルギー対応については、医師の診断を受けた上で、保護者からの申し出があった場合に、集団給食の中で可能な範囲で除去食等の対応を行います。ただし、対応困難な場合は弁当の持参をお願いすることがあります。



11. 保育料・給食費について

0～2歳児クラスは教育・保育経費の一部を保育料として負担いただきます。3～5歳児クラスの保育料は無料ですが、給食費（主食費と副食費）の負担があります。

保育料・副食費の決定方法

- ・保育料や副食費免除は保護者や祖父母の市町村民税合算額で決定されます。保育料と副食費免除は松阪市が決定し、副食費の額は各園（公立園は松阪市）が定めます。
- ・0～2歳児には「保育料決定通知」、3～5歳児の免除対象者には「副食費免除のお知らせ」を通知します。免除対象外の保護者には通知しません。
※年度途中に3歳（2号認定）になった場合でも、年度末までは保育料がかかります。
- ・令和9年4月分～8月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和8年度分市町村民税額から決定します。9月以降の保育料の額・副食費免除の決定については、令和9年度分市町村民税額から決定します。

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度分市町村民税額(令和7年中収入)					令和9年度分市町村民税額(令和8年中収入)						

(注) 毎年9月に、新しい市町村民税額に基づき、保育料の額及び副食費免除の決定をします。

(1) 松阪市以外に居住されていた方

- ・市町村民税額の課税基準日（1月1日時点）に松阪市外にお住まいの方は、個人番号を利用して、松阪市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額等を確認します。
- ・海外で収入を得られている場合は、収入又は所得の額や控除額が確認できる書類の提出が必要です。市民税課へ確認のもと市町村民税額を推算して、保育料を算定します。

(2) 所得が確認できない方について

- ・市町村民税額が確認できない場合、保育料は最高階層（第10階層）や副食費の負担が発生することがあります。収入がなくても判定のため申告が必要ですので、速やかに手続きしてください。

(3) 家計の主宰者について

- ・祖父母等と同居し、父母の年間収入が88万円未満（合計所得23万円未満）の場合、祖父母等を「主に生計を維持する者」として、市町村民税額を基に保育料及び副食費免除を決定します。住民票上、同一住所であれば別世帯でも同居に含まれます。

保育料の試算方法

保育料・副食費の階層区分は、市町村民税納税通知書に記載された税額で確認できます。給与所得者と事業者では納税方法（特別徴収・普通徴収）や通知書の様式が異なります。確認方法の詳細は右記の二次元コードから市ホームページへアクセスし、ご覧ください。
※松阪市で課税されている方は窓口で試算可能です



令和 9 年度保育料・副食費免除基準額表

【保育料】（※保育料は公私立問わず、同じ金額です。）

階 層	入所児童における教育・保育給付認定 保護者等の属する世帯の階層区分				保育料月額		
					3 歳未満児		3 歳以上児
					標準時間	短時間	
1	生活保護法による被保護世帯等				0 円	0 円	0 円
2	市町村民税非課税世帯			ひとり親世帯等	0 円	0 円	
3				その他世帯	0 円	0 円	
4	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	所得割 合算額 48,600 円 未満		ひとり親世帯等	6,500 円	6,350 円	
				その他世帯	13,000 円	12,700 円	
5		48,600 円 以上 67,000 円 未満		ひとり親世帯等	6,500 円	6,350 円	
				その他世帯	19,000 円	18,600 円	
6		67,000 円 以上 77,101 円 未満		ひとり親世帯等	6,500 円	6,350 円	
					25,000 円	24,500 円	
		67,000 円 以上 114,000 円 未満		その他世帯	25,000 円	24,500 円	
7		114,000 円 以上 169,000 円 未満			31,000 円	30,400 円	
8		169,000 円 以上 250,000 円 未満			37,000 円	36,300 円	
9		250,000 円 以上 340,000 円 未満			43,000 円	42,200 円	
10	340,000 円 以上			49,000 円	48,100 円		

【副食費】 免除基準

階 層	入所児童における教育・保育給付認定 保護者等の属する世帯の階層区分			1 号認定	2 号認定
1	生活保護世帯等			0 円（免除）	0 円（免除）
2	市町村民税 課税世帯	所得割 合算額 57,700 円 未満の世帯	ひとり親世帯等	0 円（免除）	0 円（免除）
			その他世帯		
3		77,101 円 未満の世帯	ひとり親世帯等	0 円（免除）	0 円（免除）
			その他世帯		免除対象外
4		77,101 円 以上の世帯		免除対象外	免除対象外

上記の表に掲げるひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

※保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる「所得割」は市町村民税額の算出所得割額から調整控除額及び所得割調整額、所得割減免額を差し引いた後、住宅借入金(住宅ローン)等特別税額控除や寄附金税額（ふるさと納税等）控除等の他の税額控除を差し引く前の税額です。

保育料・副食費の軽減について

①多子軽減 : 「在籍証明書」が必要な場合があります。

同一世帯から2人以上、幼稚園、保育園、認定こども園等に入園されている場合、在園児の2人目にあたる児童は保育料が半額(副食費は半額になりません)、3人目以降の児童は保育料・副食費が無料になります。

【2・3号認定の場合】

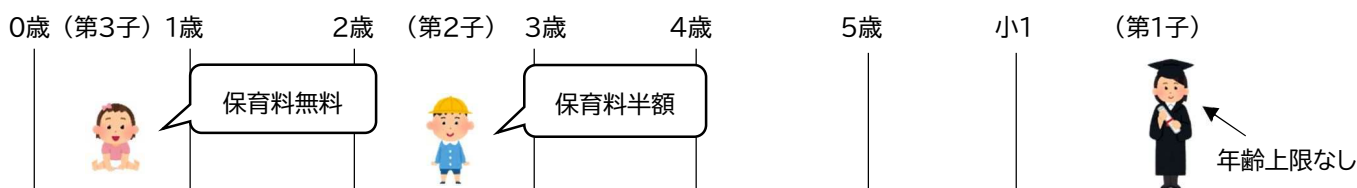


【1号認定の場合】



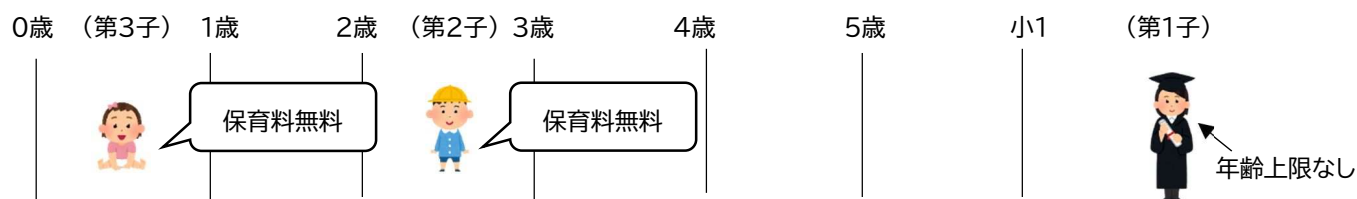
②年齢上限撤廃の多子軽減

所得割合算額が57,700円未満で生計を同一にするきょうだい等を監護している場合、年齢に関係なく第1子から多子軽減対象となります。保育料は第2子が半額、第3子以降は無料、副食費は3歳以上の全子どもが無料です。



③ひとり親世帯等の保育料の軽減 : 家庭状況に変更があった場合、ご連絡ください。

所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等で、生計同一のきょうだい等を監護している場合、第1子から多子軽減の対象です。保育料は第1子が「令和9年度保育料・副食費免除基準額表」に基づく額、第2子以降は無料です。



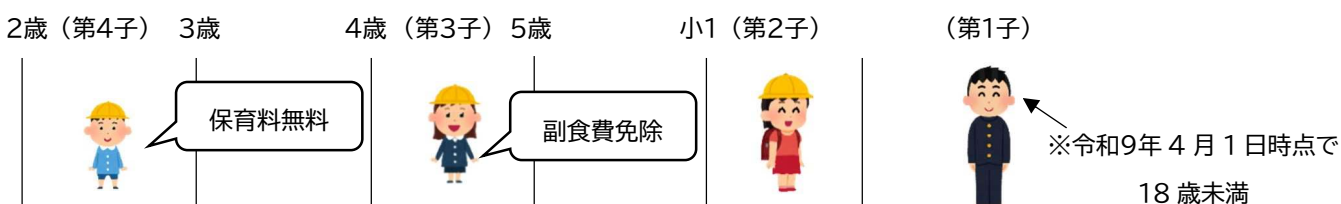
(注) 所得割額が77,101円以上の場合は、①と同様の取り扱いです。

④ワンモアベビー支援

※オンライン申請が必要です。

支援対象となる子どもの保育料が無料又は副食費が免除になる松阪市独自の制度です。市内の幼稚園、保育園、認定こども園・小規模保育事業所を利用する児童のうち、令和9年4月1日時点で18歳未満の兄弟が2人以上いる児童(第3子以降)が対象です。

減免対象は、令和9年4月分から令和10年3月分までの保育料(0～2歳児クラス)、副食費(3～5歳児クラス)です。



12. 特別保育について

延長保育（2号・3号の保育標準時間認定）

保護者の勤務形態や事情により必要な場合、有料で延長保育を行っています。

- ・対象児童：松阪市内の公私立保育園、公私立認定こども園（2・3号認定）等の在園児童かつ標準時間認定の児童
- ・実施園：私立保育園・私立認定こども園全園、第一保育園
※延長保育の利用を希望する場合は事前に詳細を各園へ確認してください。
- ・利用料：日額 1,000 円（月 5 日以上利用の場合は月額 5,000 円）
※私立園の料金については各園にお問い合わせください。

超延長保育（2号・3号の保育標準時間認定）

在籍園の閉園時間以降も保育が必要な児童に、超延長保育（～21：00）を実施しています。

- ・対象児童：松阪市内の公私立保育園、公私立認定こども園（2・3号認定）等の在園児童かつ標準時間認定の児童
 - ・実施園：春日保育園内 休日保育ルーム
- 在籍園から春日保育園までの移動は保護者の手配が必要です。（ファミリーサポート事業など）
- ・利用方法：利用区分によっては、事前に利用登録が必要です。
※超延長保育の利用を希望する場合は、入園後に在籍園へ確認してください。
 - ・利用料：日額 2,000 円（18：00～21：00 利用の場合） ※利用時間によって料金が異なります。

休日保育（2号・3号認定）

保護者の勤務形態などやむを得ない事情のため、日曜、祝日、年末（12月29日～31日）に家庭での保育ができない場合、休日保育を実施しています。※年始（1月1日～1月3日）は除く。

- ・対象児童：松阪市内の公私立保育園、公私立認定こども園（2・3号認定）等の在園児童
- ・実施園：春日保育園内 休日保育ルーム
- ・利用方法：事前に利用登録が必要です（※登録には1週間程度かかります）。
※休日保育の利用を希望する場合は、入園後に在籍園へ確認してください。
- ・利用料：0～2歳児クラス 2,500 円 3～5歳児クラス 2,000 円

預かり保育（幼稚園・認定こども園1号認定）

保護者の仕事の都合などで、通常の教育時間を超えて預ける必要がある場合に、14：00～16：30 までのうち必要な時間、入園している幼稚園・認定こども園で児童をお預かりします。

- ・実施園：鎌田幼稚園、伊勢寺幼稚園、松尾幼稚園、射和幼稚園、豊地幼稚園、中原幼稚園、中川こども園、豊田こども園、三雲北こども園、三雲南こども園
- ・対象：預かり保育を実施する幼稚園・認定こども園の児童で、その保護者（父母両方及び65歳未満の同居祖母）が就労・出産・疾病・介護等の理由により預かり保育を実施する時間に保育を必要とする児童
- ・利用料：日額 300 円（月 12 日以上利用の場合は月額 3,500 円）のほか、おやつ代等必要。
※長期休業中は、8：30～16：30 までの内、必要な時間について実施。
※土曜・日曜・祝日、年末年始・お盆休み、学期開始前後や行事準備日等は実施しません。
※新入園児の利用は、園児が園生活に慣れてからの実施としますが、各園で設定されている給食開始以降の利用とします。
※保護者（父・母両方）が月 64 時間以上就労をしている等の条件を満たし、「子育てのための施設等利用給付2号認定」（保育の必要性の認定）を受けた場合、預かり保育の保育料が無償（0 円）となります。

13. 病児及び病後児保育について

児童が未だ病気の回復期に至らない、又は病気の回復期にあつて、集団保育が困難で児童の保護者等が保育を行うことが困難な場合に、一時的に保育する事業です。

施 設	総合託児施設「アリス」 (併設施設：おおはし小児科) ☎21-7722 大足町671-2	病児病後児保育室ミー (併設施設：安田小児科内科) ☎28-8832 上川町2194-3
対 象	乳幼児及び小学校6年生以下 ・入院の必要はないが完治しておらず、集団保育が困難な児童 ・保護者が家庭や勤務などの都合で保育できない児童	
料 金	日額1人2,000円 ※生活保護世帯は0円 ※一人親家庭等医療費受給資格を有する世帯は1人1,000円 ※別途、併設する医療機関での診察料が必要です ※昼食は持参してください	
利用日時	月曜日～土曜日8:30～17:00 *木曜日は前日からの利用者のみ	月曜日～金曜日 8:30～17:00 *木曜日は利用可能な場合もあるため要問合せ
	祝日・年末年始・併設する病院の休診日はお休み	
申込方法	事前に利用登録が必要です。 ご利用の際は、前日までに利用希望の医療機関へ連絡をしてください。 当日の医師の診察により、利用の可否を決定します。登録方法などの 詳しい情報は右記の二次元コードからアクセスして確認してください。 	

14. 一時預かり保育について

保護者の育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するためのリフレッシュ保育や保護者等の疾患、災害、事故、介護、冠婚葬祭などの社会的な理由による緊急的保育などに対するための事業です。

●施設名 総合託児施設「アリス」(併設施設：おおはし小児科) 大足町671-2 ☎21-7722 ●対象 市内に住所を有し、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童  詳しくはHPでご確認ください。	●施設名 子育て支援センター「ふれんず」 西之庄町150 ☎26-0051 ●対象 市内に住所を有し、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった児童  詳しくはHPでご確認ください。
--	---

15. 子育て関係サービス一覧

認可外施設

松阪市内に所在する認可外保育施設で、松阪市に届出をしている施設は以下の通りです。利用対象年齢、保育時間、保育料、利用申込の方法、空き状況の確認等については、直接各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	保育時間	一時預かり利用チケット
松阪乳幼稚園	駅部田町 1912	23-6379	平日・土7時30分～18時30分 日・祝休園	×
メープルリーフ インターナショナルスクール	田村町 165-4	21-7776	平日9時～14時 時間外7時45分～9時、14時～18時	×
Happy Tree International Preschool	大黒田町 565-2	090-5860- 0443	平日9時～15時 時間外15時～17時	×
乳幼児・一時預かり所 「ちびっこはうす」	久保田町 161	30-6105	平日・土・日・祝8時30分～17時 12月28日～1月3日休み	○
保育ルーム あっぱる	京町一区 14-6	090-7860- 0292	平日・土・日8時30分～18時 時間外7時～8時30分、18～21時 祝、第2・4土曜定休	○
子育てサロン あっぱる	大黒田町 1642	31-2315	平日・土8時～18時 時間外(18時～8時)・土・日・祝は 予約に応じて開所	○
保育ルーム39	嬉野野田 町30-47	090-5455- 7070	平日8時30分～17時 土・日・祝は応相談	○
保育園エトワール	山室町 690-2	67-5826	平日・土・日・祝 7時30分～18時30分 時間外18時30分～19時30分	×

一時預かり利用チケットの配布

子育てをされている保護者のリフレッシュやストレス軽減のために、認可外保育施設で利用できるチケット10,000円分(1,000円分×10枚)を配付しています。

(対象) 令和5年4月2日以降にお生まれのお子さんがある保護者



詳しくはHPでご確認ください。

認可外保育施設 利用時の給付

認可外保育施設や幼稚園の預かり保育、新制度未移行の幼稚園等を利用される方が、施設等利用給付認定を受けることで、利用料等が一部無償になる制度です。



詳しくはHPでご確認ください。

ファミリーサポートセンター

「子育てを応援してほしい人」(依頼会員)と「子育てを応援したい人」(援助会員)がファミリーサポートセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの預かりなどを一時的、臨時的に有料で応援しあう組織です。会員になるには登録(無料)が必要で、お子さんを預かる前に事前打ち合わせ(マッチング)をしておきます。

- ・援助できる内容…保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等への送迎、保育園等の始業時間前又は就業時間後、趣味や息抜きの時間、緊急時の預かり



詳しくはHPでご確認ください。

16. よくあるご質問 Q & A

幼稚園・こども園1号認定

Q1 預かり保育を利用したい場合、どのような申請が必要ですか？

A1 実施園へ「預かり保育申込書」を提出してください。詳細は、入園案内の20ページをご確認ください。

Q2 こども園1号認定を利用していたが、2号認定へ切り替えたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A2 変更希望月の前月15日までに「教育・保育給付認定申請書」と認定に必要な書類（詳細は6ページ参照）をこども未来課または各地域振興局地域住民課へ提出してください。※私立認定こども園の認定変更の切替に関しては直接園へご確認ください。

保育園・こども園2号3号・小規模保育事業所

【入園申込について】

Q3 申込時点で住民票が市外ですが、申込みはできますか？

A3 申込可能です。ただし、入園日の前日までに松阪市へ転入していることが条件となります。転入が間に合わない場合、入園決定は取消となります。

Q4 育休復帰での入園希望ですが、いつまでに職場へ復帰したらいいですか？

A4 入園月の月末までに復帰する必要があります。復帰後は、「復帰証明書」を会社で作成していただき、復帰後2週間以内を目途に各園やこども未来課、各地域振興局地域住民課へ提出してください。（例：4月1日入園の場合、4月30日までの復帰となります。）

Q5 入園ができなかった場合、毎月申請が必要ですか？

A5 一度入園申込をした場合、年度内は自動的に調整を行うため、毎月の申請は不要です。
また、希望施設の変更や就労先の変更等、申込内容に変更がある場合は変更の手続きが必要となります。

Q6 4月入園の第一次募集と第二次募集、第三次募集の違いを教えてください。

A6 第一次募集の入園決定後に生じた空き枠が、第二次募集の空き枠となります。なるべく第一次募集の受付期間中に申込みいただくことをおすすめします。第一次募集で内定にならなかった人は、取り下げの手続きをしない限り、自動的に第二次募集の入園調整の対象となります。第三次募集は、第一次・第二次募集で申込みをしていない方や申込後に取り下げ手続きをされていない方が対象となります。第三次募集で内定にならなかった人は、それ以降も内定となるまで毎月の利用調整の対象となります。

Q7 入園申込は早く申し込んだ方が有利ですか？

A7 同じ申込受付期間内においての入園調整は先着順ではありません。保護者の就労状況等の「基本点数」と世帯の状況等に応じた「調整指数」の合計点を基に、点数の高い家庭から優先的に決定されます。

※入園調整基準（点数表）は8ページの二次元コードからご覧いただけます。

Q8 途中入園の場合、入園可否がわかる時期はいつですか？

A8 入園希望月の前月20日頃に入園の可否が確定します。入園が可能な場合は電話連絡を行い、待機となった場合は「入所保留通知書」を郵送します。※入所保留通知書の発送は新規申込の方が対象です。次月以降で待機証明書が必要な場合は、こども未来課または各地域振興局地域住民課で申請手続きを行ってください。

Q9 希望施設名はすべて記入しなければいけないですか？

A9 入園申込書には、利用を希望する保育所等を第8希望まで記入することができます。すべて記入いただく必要はありませんが、より多くの保育園等をご記入いただいた方が、利用できる可能性が広がります。また、第9希望以降も希望される場合は「申立書」に記入してください。

Q10 ひとり親家庭に該当する場合、証明書類は必要ですか？

A10 市外に住民票がある場合、ひとり親であることを証明する書類（例：児童扶養手当証書等）を求められます。なお、離婚調停中の場合は、ひとり親には該当しませんが、離婚調停中であることを証明する書類（例：事件係属証明書等）を提出した場合、配偶者の証明書類は不要です。※ただし、保育料については、配偶者の収入も算定の対象となりますので、ご注意ください。

Q11 同居の祖父母について就労証明書は必要ですか？

A11 同居の祖父母が65歳未満の場合、月に64時間以上の就労がある場合は、就労証明書を提出いただくことで優先度が上がります。ただし、祖父母のうち片方のみが条件を満たしている場合は優先度は上がらないため、就労証明書の提出は不要です。また、世帯分離している場合でも住所が同じであれば「同居」とみなされます。

【保育料について】

Q12 保育料、給食費（副食費）はどのように決定しますか？

A12 保育料や給食費（副食費）は保護者や祖父母の市町民税合算額（4月分～8月分の保育料の額・副食費の免除の決定は、前年度の市町村民税額、9月以降は当年度の市町村民税額）により、利用料等の階層を決定します。※保育料・副食費免除基準の詳細は、17～18ページでご確認いただけます。

Q13 兄弟が既に口座振替を使用していますが、口座振替の申込みは必要ですか？

A13 兄弟が既に口座振替を利用している場合でも、お子さま一人に対して1部、口座振替依頼書の提出が必要となります。私立認定こども園や小規模保育事業所を利用している場合は各施設で保育料を徴収し、施設によって徴収方法が異なります。口座振替の提出については、内定者面接の際にご案内いたします。



17. 幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

○延長保育 18:00～19:00 ●超延長保育 18:00～21:00 ◆預かり保育 14:00～16:30

早朝保育の実施時間は 7:00～8:30 となっています。

園区分	公私立の別	番号	園名	所在地	電話番号	定員(人)	開園時間 平日 (土曜)	延長 保育	超 延長 保育	預 か り 保 育	0 歳児保育 (※1)
幼	公	1	鎌田幼稚園	鎌田町 805	52-0168	85	8:30～14:00 (土曜保育なし)			◆	
幼	公	2	伊勢寺幼稚園	伊勢寺町 304	58-0124					◆	
幼	公	3	掃水幼稚園	豊原町 1120	28-4853						
幼	公	4	花岡幼稚園	大黒田町 635-1	21-3942						
幼	公	5	松尾幼稚園	丹生寺町 633	58-2484					◆	
幼	公	6	射和幼稚園	庄町 737	29-2131					◆	
幼	公	7	松江幼稚園	川井町 366-1	21-6147						
幼	公	8	山室幼稚園	山室町 1807	29-6015						
幼	公	9	豊地幼稚園	嬉野下之庄町 327-1	42-4969					◆	
幼	公	10	中原幼稚園	嬉野田村町 399-2	42-2129					◆	
こ	公	11	みなみこども園 (※2)	小片野町 2304-2	34-0083	65 (※3)	7:30～18:00 (7:30～12:00)				概ね生後 満4か月～
こ	公	12	中川こども園	嬉野中川町 1854	42-3040	315	7:30～18:00			◆	3・4・5 歳児 クラスのみ
こ	公	13	豊田こども園	嬉野川北町 1346-8	42-4373	147	7:30～18:00 (7:30～18:00)			◆	概ね生後 満4か月～
こ	公	14	三雲北こども園	肥留町 551	56-3305	351				◆	
こ	公	15	三雲南こども園	小津町 577-3	56-2524	422				◆	
こ	公	16	飯南ひまわりこども園	飯南町横野 839	32-3688	100	7:30～18:00 (7:30～12:00)				
こ	公	17	飯南たんぽぽこども園	飯南町粥見 4018	32-4349	100					
こ	公	18	やまなみこども園	飯高町宮前 112	46-0056	90					
保	公	19	第一保育園	殿町 1563	53-4482	125	7:00～19:00 (7:30～18:00)	○			概ね生後 満4か月～
保	公	20	第二保育園	泉町 1734	21-1449	125	7:30～18:00 (7:30～12:00)				
保	公	21	白鳩保育園	京町一区 21-4	51-1553	125					
保	公	22	東保育園	東町 1-1	51-6016	80					
保	公	23	西保育園	船江町 2717	21-1959	150	7:30～18:00 (7:30～18:00)				
保	公	24	大河内保育園	矢津町 5	36-0031	100	7:30～18:00 (7:30～12:00)				
保	公	25	春日保育園	春日町二丁目 207	21-6842	200	7:30～21:00 (7:30～18:00)		●		
保	公	26	つばな保育園	茅原町 575-1	34-1006	80	7:30～18:00 (7:30～12:00)				

保	公	27	三郷保育園	若葉町 163-26	51-3939	130					
保	公	28	駅部田保育園	駅部田町 1569-2	23-8575	130					
保	私	29	松阪仏教愛護園	愛宕町二丁目 63	21-1443	130	7:00~19:00 (7:00~19:00)	○			概ね生後 満4か月～
保	私	30	若葉保育園	松ヶ島町 1007-1	51-0808	160		○			
保	私	31	みどり保育園	川井町 338-2	23-5697	170		○			概ね生後 満3か月～
保	私	32	つくし保育園 (※4)	大塚町 242-1	51-7624	160		○			概ね生後 満4か月～
保	私	33	神戸保育園	下村町 2475	29-2304	240		○			
保	私	34	久保保育園	久保町 1245	29-1496	90		○			
保	私	35	さくら保育園	大足町 701-1	23-6900	320		○			
保	私	36	つくし第二保育園 (※4)	櫛田町 107	28-4916	170		○			
保	私	37	山室山保育園	光町 1053	23-7534	210		○			概ね生後 満3か月～
保	私	38	嬉野保育園 (※4)	嬉野上野町 1304-9	48-0300	130		○			概ね生後 満2か月～
保	私	39	つぼみ保育園	久保町 1887-82	29-5567	160		○			概ね生後 満4か月～
保	私	40	ひまわり保育園	上川町 1570-1	28-4711	110		○			
こ	私	41	松阪清泉愛育園	大黒田町 609	30-8220	170		○			概ね生後 満2か月～
こ	私	42	わかすぎこども園	嬉野中川町 1263-1	42-5510	140		○			
こ	私	43	わかすぎ第二こども園	立野町 518	26-5188	130		○			
こ	私	44	わかすぎ第三こども園	甚目町 653-1	20-8255	120		○			
小	私	45	ちいさな保育園 (※5)	駅部田町 1423-4	67-4404	19	7:00~18:00 (7:00~18:00)				
幼	私	46	梅村幼稚園	久保町 1843-10	29-0683	※私立幼稚園に関するご相談は各幼稚園までおたずねください。					
幼	私	47	まつさか幼稚園	中央町 468	52-0488						

(※1) 月齢の低い0歳児は、早期保育、延長保育、土曜日保育が困難な場合がありますので、希望園でご確認願います。

(※2) みなみこども園は令和9年4月より南小学校内（小片野町945番地）へ移転する予定です。

(※3) みなみこども園の現時点での予定定員です。

(※4) つくし保育園、つくし第二保育園、嬉野保育園については、令和9年4月より認定こども園となる予定です。

(※5) ちいさな保育園は0～2歳児が対象のため、入園後3歳児クラスの時点で転園が必要です。

【幼稚園について】

- ・総園児数が15人未満となった場合は、休園等について検討することがあります。
- ・1クラスの園児数が少数となった場合は、入園希望園についてご相談させていただくことがあります。
- ・クラスごとの在園児数が少数となった場合は、異年齢の園児を同じクラスで保育する「混合保育」とすることがあります。

【公立保育園・公立認定こども園の土曜保育について】

- ・複数の保育施設が連携し、1つの施設に集約して、土曜日のみ合同で保育を実施（共同保育）とすることが検討されています。

みなみこども園が、新しくなります！

令和9年4月、南小学校の一部を改築して開園します。

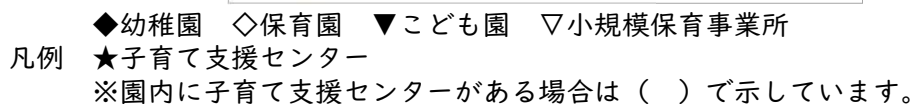
- 🌳 松阪の木にふれて、あたたかな保育室で健やかに
- 🏫 小学校との連携で、就学への準備もスムーズに
- ☀️ 安全・安心な環境で、毎日のびのびと

※松阪市内どこにお住まいの方も入園いただけます。

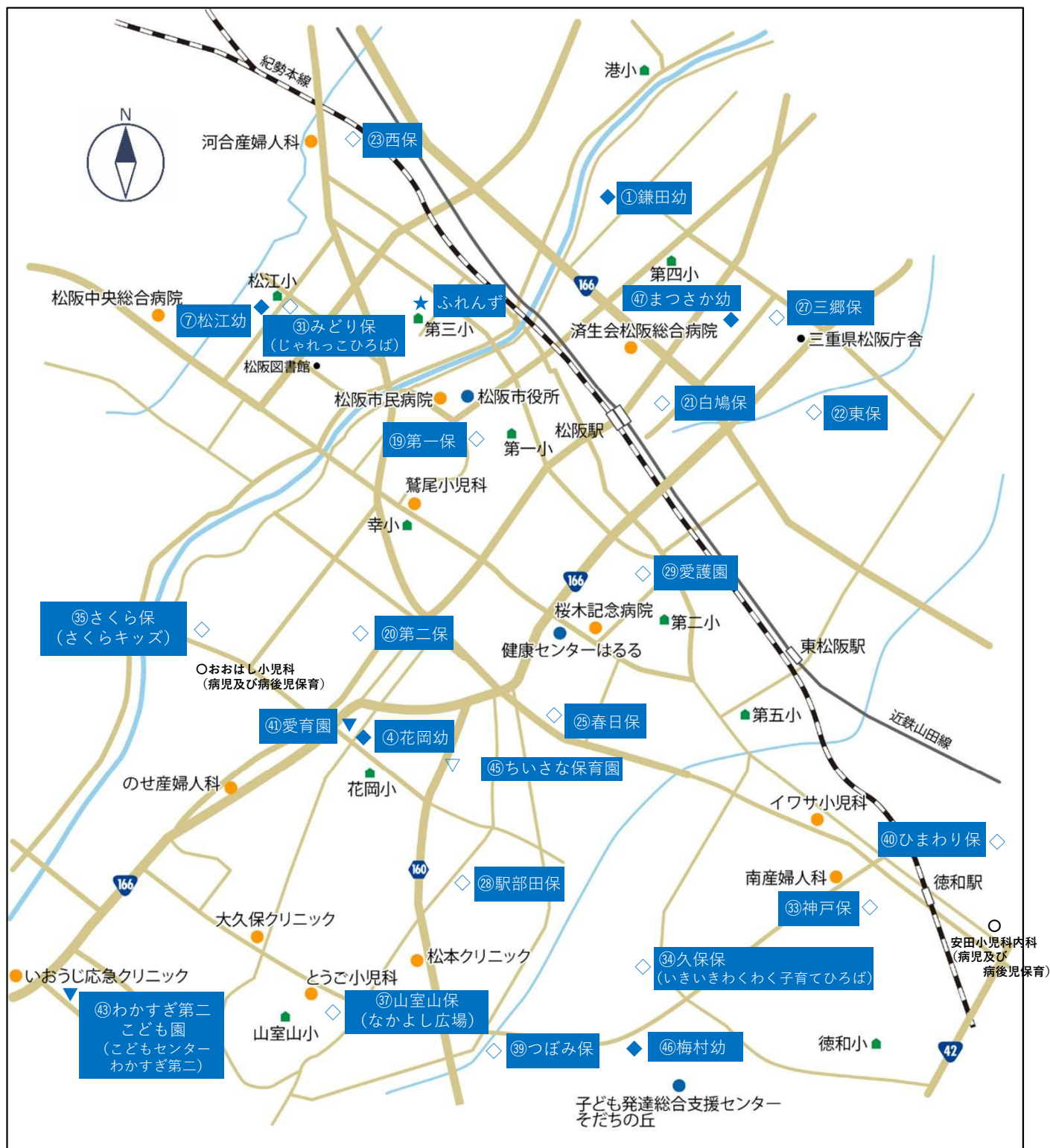


完成イメージ図や工事の様子は市ホームページで公開中！👉

施設名に書かれている数字は、
25、26ページの施設一覧表とリンクしています。



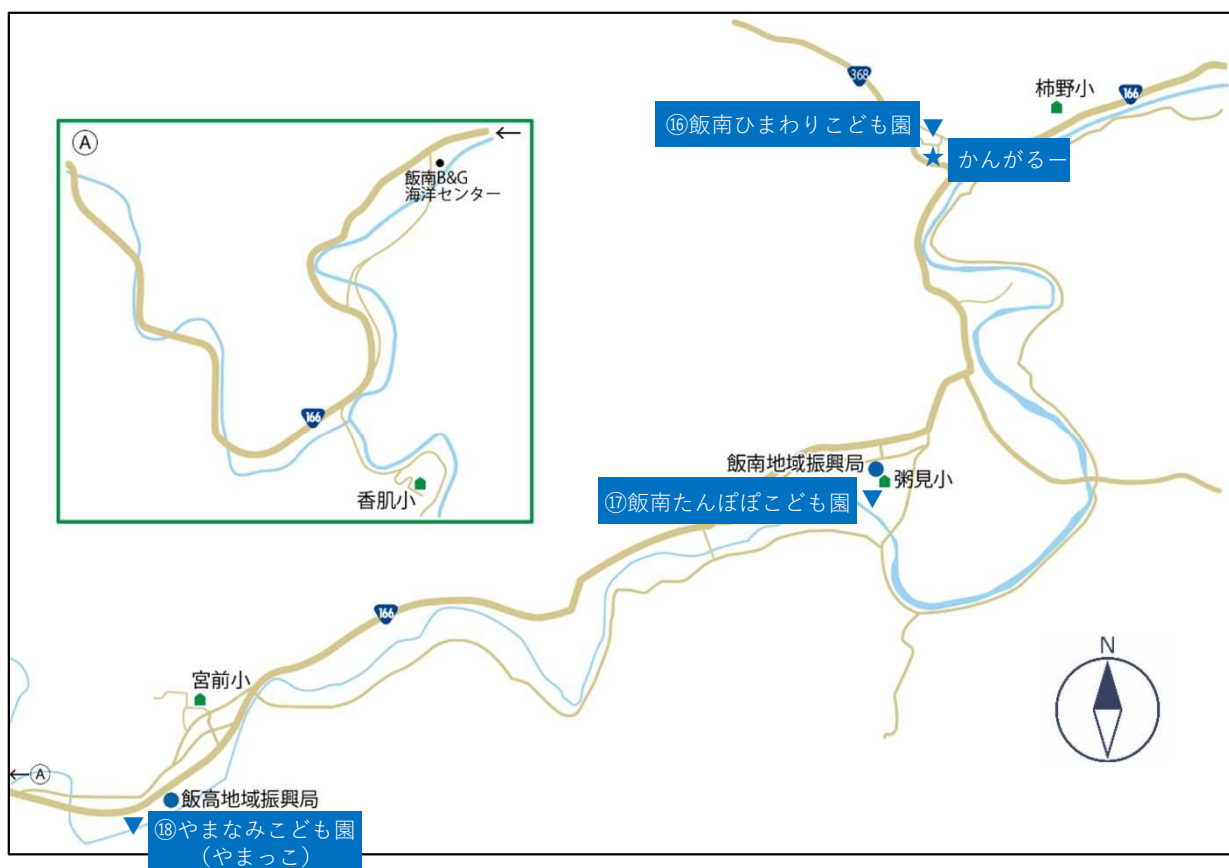
【本庁管内(拡大図)】



【嬉野・三雲管内】



【飯南・飯高管内】



松阪市で実施中 こども でも通園制度 つうえんポータル

こども誰でも通園制度とは？

保育所等に通っていない
**0歳6ヶ月～満3歳未満が
対象**

**月10時間までの範囲で
時間単位で利用が可能**

**1時間300円で
利用可能**

—— 利用方法 ——

1

利用申請

右記の2次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセスし、その画面にてお住まいの自治体を選択し、利用申請をしてください。申請から2週間以内程度で、登録したアドレスに利用可否通知が届きます。
※三雲北こども園「誰でも通園ルーム」を令和7年度中に利用していた方も、利用申請は必要です。



つうえんポータル

2

パスワード設定

- ① 利用の認定を受けると、「アカウント発行のお知らせ」という件名のメールが届きます。メール内に記載されているURLをクリックし、パスワードのリセット申請をしてください。
- ② その後、もう1通「パスワードリセットのご案内」という件名のメールが届きます。メール内に記載しているURLをクリックし、パスワードをリセットしてください。

【こども誰でも通園制度総合支援システム】アカウント発行のお知らせ



【こども誰でも通園制度総合支援システム】パスワードリセットのご案内



3

ログイン

パスワードのリセットが完了すると、その画面からそのままログインすることができます。

右の2次元コードからも
ログイン画面にアクセスできます。



4

利用開始

ログイン後、希望する施設を検索し、初回面談の予約をしてください。



※詳しくは松阪市HPで「 誰でも通園」を検索してください。



入園申込が自宅でスマホで20分！

オンライン申込実施中

※幼稚園・認定こども園（1号）・入園予約はオンライン申込を実施していません。



オンライン申込に
チャレンジしてみてね😊



申込みはこちらから！！

園情報一覧	各園の位置図	申請手続きナビ
		入園申込に必要な手続き等を案内します。 